

2000年6月 定例会（第253回）-06月07日-03号

森総理の「神の国」発言に対する国内外の怒り

介護保険と福祉のまちづくりについて

福祉のまちづくりについて

看護職員確保対策について

産廃問題

同和地区生徒の進路状況調査と奨学金問題について

再質問

介護保険の問題

産廃問題

同和教育の進路調査の問題

◆八番（**今井光子君**）（登壇） 私は、日本共産党に寄せられておりますたくさんの県民の要求の中から、緊急を要する課題を選び、知事並びに関係部長、教育長に質問いたします。

総選挙がいよいよ来週に迫ってまいりました。二十一世紀が目の前ですが、今の日本の現状は、過去最悪の失業率、倒産、空前の財政危機で、暮らしも経済も大変です。さらに政治腐敗や警察の不祥事、凶悪な少年犯罪など、政治も社会も大きくゆがんでいます。日本共産党は、半世紀にわたる自民党支配のもとで、行き詰まった自・公・保政治のどこをどのように変えれば明るい二十一世紀を切り開くことができるかを国民の皆さんに提案して、国民が主人公の新しい政治を起こしていきたいと思っております。

さて、大事な選挙を前にして、森総理の「神の国」発言に対する国内外の怒りが広がっています。森総理は神道政治連盟国会議員懇談会の会合で、日本は天皇を中心とした神の国であることを国民の皆さんにしっかり承知していただくと発言しました。さらに、教育勅語にはよい面もあった、よい面は復活させ残さなくてはならないと、再評価する発言を繰り返しています。二十六日の釈明会見でも、発言は誤解だ、間違っていないと、発言の撤回を拒否しましたが、これは誤解ではなく政治信条であったことが、三日、奈良市の演説会の首相の「国体」発言で裏打ちされました。「国体」は、戦前の日本で万世一系の天皇が統治する支配体制を指す言葉として使われました。日本は特別な国だとする神の国思想も、天皇絶対統治の国体思想も、戦前、戦中を通じて日本とアジアの諸国民に苦しみをもたらした天皇絶対の暗黒支配と侵略戦争推進の思想であり、戦前の国家体制の復活を意味する言葉です。その侵略戦争に反対し民主主義を唱えた日本共産党を弾圧し、獄中に捕らえたのが、国体の変革を最大の罪とする治安維持法でした。また、教育勅語は、明治天皇が天皇絶対の国づくりのためにつくったものであり、父母に孝ということが書かれていま

すが、これはお父さん、お母さんを大切にという当たり前のことではなく、天皇に対する絶対忠義と一体のもので、教育勅語の最高の徳目は、天皇のためには命を投げ出せというものでした。戦後日本の再出発に当たり、こうした思想との絶縁を世界に宣言し、憲法と民主主義に反する治安維持法が排除され、教育勅語も、一九四八年の国会で、永久に排除するという教育勅語失効決議が上がっています。国民主権の憲法のもとで、これと相入れない考えを持つ森総理は首相失格です。また、このような人を首相に選んだ与党の責任も重大です。

ガイドライン法強行採決以来、盗聴法、日の丸・君が代法など、数の力による悪法の成立の流れの中で、神の国発言は、日本を再び戦前にさかのぼりさせるものと国民が受けとめるのは当然です。世論調査でも、国民の九割が「ノー」と回答しています。国際的にも、帝国主義の亡霊、アジア侵略正当化の思想と、厳しい批判と抗議の声が上がっています。憲法を守るべき立場にある知事として、首相のこの間の発言をどのように受けとめられたでしょうか。知事の考えをお聞かせください。

次に、介護保険と福祉のまちづくりについて、福祉部長に質問します。

四月から介護保険が始まり、既に二カ月が経過しました。三月議会で、私は、導入に当たって心配される問題点、とりわけ、最も介護を必要とする人が利用料負担が重いために今までどおりのサービスが受けられなくなる問題や、サービスが足りないためにサービスが受けられないといった問題点を指摘してきました。当初の予測どおり、所得に関係なく利用料がかかるために、やむなくサービスを断るケースがたくさん生まれています。国会でも奈良の事例が取り上げられました。夜間のヘルパーをやむなく削ったために、水分補給ができず、脱水で緊急入院をした事例、また、在宅が困難になった、身寄りのないひとり暮らしで痴呆のある方を老人ホームにお願いをしようと、ケアマネジャーが施設を当たりましたが、四十の施設すべてで、満床や、保証人がいないと断られ、一カ所だけが、四十人待ってくれたら入れると言われましたが、急を要するために、ケアマネジャーの所属する法人とかかりつけ医が保証人になってグループホームに入所をした事例など、挙げれば切りがありません。日本共産党の国会議員団が全日本民主医療機関連合会参加のケアマネジャーに調査を協力していただいたところ、実際のケースの中で、利用料が払えないためにサービスが従来より後退をしたと答えたのは一五・三%になっています。

三月議会で知事は、実施後は県内の必要状況を見ながら、その都度国に要望してまいりたいと言われました。自治体によっては、ケアプランの提出を求めているところや、保健婦さんがすべての利用者を訪問して実態をつかんでいるところもあります。が、既に二カ月たっています。県はこの間、どのように県内の必要状況を見てきたのでしょうか。担当課に聞きますと、六月か七月にならなければ実態がわからないとのことですが、保険者である行政が、自分の自治体で介護保険を受けている人がどんなサービスを利用し、本当に必要なサービスが保障されているのか、つかんでいないのは重大問題です。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう指導、援助の責任があります。県としては、

市町村に対し早急に実態をつかむように指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

当面する緊急課題は利用料の問題です。政府は現在、軽減措置として、低所得で従来からホームヘルパーを利用している人に限り、当面三%にすることにしています。しかし、それだけでは実際は困難です。訪問看護やデイサービス、訪問入浴など、あらゆる在宅サービスに三%の減免を拡大するべきです。日本共産党の県会議員団が県下の全自治体にアンケート調査を行いまして、三十八の自治体からお返事をいただいておりますが、そのうちの十自治体、四分の一の自治体は、三%の減免を拡充すべきと答えています。今日、多くのお年寄りが心配されておりますのが保険料です。現在、六十五歳以上の一号被保険者の保険料徴収が十月まで延期され、十月から一年間は半額、以後は基準どおりの徴収が行われることになっています。月に一万五千元以上の年金があれば自動的に天引きをする仕組みで、全く収入のない人でも保険料を払わなければなりません。昔の悪代官でさえ、食べるための米まで年貢として根こそぎ持っていくようなことはしていません。税金でも、所得があっても最低生活費は課税対象にしていません。低所得者から保険料を取り上げる介護保険制度は生存権を脅かすもので、憲法違反です。県は、必要があればその都度、国に要望していきたいと言われております。低所得者へ利用料の三%の軽減措置をすべての在宅サービスに広げること、及び、十月から実施予定の高齢者からの保険料徴収の見直しを県としても国に要望すべきと思いますが、いかがでしょうか。また、県は、福祉は後退させないと言ってきました。県下で独自の利用料減免をしている自治体もありますが、そんなに多くのお金がかかっているようには聞いておりません。県独自の利用料減免を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

措置制度から契約に大きく変更され、お年寄りに理解をしてもらうのが難しいといった声を聞いています。すべての契約書には、利用料の支払いが二、三カ月されない場合に契約を解除することが書かれています。しかし、契約解除は生存を脅かすことになって重大問題です。先日、将来施設を出なければならぬことを悲観した高齢者の自殺が報道されましたが、奈良県において、契約解除の事例が発生したときに、行政に事業者が届けることをシステム化して、ほかの救済方法がないかを検討し、事前に次の手だてを打つことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、福祉のまちづくりについて質問します。

平成七年、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例がつくられ、十億の基金が設けられ、この間、駅のエレベーターなどに活用されてきました。しかし、五年間の期限が今年度末で終わろうとしておりますが、基金は八億も残っています。障害者や高齢者などをはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を促進し、福祉の増進を目的にしており、今後ますます必要な制度であります。予想以上に利用が少ない原因の一つに、民間の公共スペースと限定しているため、利用しにくい点があります。例えば家屋のバリアフリーなどには使えません。在宅療養を希望しても、介護保険の住宅改修費は二十万円しかありません。このようなどころにも利用できるようにするべきです。来年度以降の補

助のあり方について今年度検討すると聞いておりますが、行政だけで検討するのではなく、障害者団体など関係団体の意見も反映して、福祉のまちづくりの目的が達成されるように柔軟に対応できるよう改善し、制度を存続すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、**看護職員確保対策**について、健康局長に質問いたします。

ことは、看護職員需給見通しの十年目の見直しの年に当たります。とりわけ奈良県は全国でも、人口十万人当たりの看護職員数は五百八十一・九人で、全国四十三番目です。奈良二十一世紀づくり県民アンケート調査では、後期実施計画において特に取り組むべき事項についての質問に対し、一位が保健・医療体制づくりとなっています。保健・医療体制を考えると、看護婦確保は極めて重要な課題です。

全国的に、病院での医療事故が続発しています。五月に奈良県医労連が、県内の病院、診療所、老人保健施設、訪問看護ステーションで働く看護職員三百三十名を対象に行ったアンケート調査では、医療事故の問題は、看護婦をはじめ医療関係者の多くはみずからの問題と感じており、事故防止のための現場の取り組みは、注射薬を準備することのダブルチェックなど、九割以上の施設で医療事故防止マニュアルができておりますが、七割は今までと同じで、実行されていません。その原因に慢性的な人員不足があります。最近の医療事故をどう思うかの質問に、だれでも起こり得ると、八割を超える回答です。ナースコールが鳴ったとき詰所にだれもいないことがあるかの質問には、七八・九%があると答え、さらに、注射準備中にナースコールなどほかの用事で中断させられることがあるかの質問では、八九・二%があると答え、ミスを起こしやすい実態をあらわしております。また、九一・八%がストレスを感じており、休もうと思ったときに無理をして通常どおり勤務した、が六七・七%になっています。

診療報酬の改定による入院日数の削減で入退院が激しく、それにかかる業務だけでも、入院の指示、説明、受付け書類、処置、注射、薬、食事、検査等の予約、検査準備、手術の承諾書や説明書、入院オリエンテーション、看護記録、ベッドネームコンピューター入力など、かなりの仕事量が要求されます。また、患者さんの中には環境の変化で痴呆症状が急にあらわれることもしばしばあり、夜間徘徊や無断外出で大騒ぎになることもあります。夜間は特に大変で、二、三人の当直では、おむつ交換や吸引などが必要な患者が多いため、巡視に出るとナースステーションに戻れず、術後や重症者がいれば一人はつき切りになり、詰所にいないこともあります。マニュアルでは食事介助について、誤って飲み込まないように患者に合わせたペースでとなっても、職場の業務手順は三十分ぐらいで洗面、配膳、食事介助をするようになっており、朝、一人の看護婦が二十人から二十五人の患者に一体どうしたらそんなことができるだろうか、マニュアルどおりにできる体制が必要との切実な声が上がっています。新人看護婦も三カ月以内に夜勤で一人前として扱われるのが四五%にもなっており、不安だが、自立せざるを得ないのが実態です。現状の慢性的な人員不足の中においては、個人や集団的な努力による改善は頭打ちです。高齢化の進行や医療の高度化、また重症化してからの入院など、大変厳しい職場環境があり、そ

のことの改善なしには、医療事故の根絶はもちろん、行き届いた医療と看護の提供は困難です。我が国の看護職員は国際的に見ても異常に少なく、ベッド百床当たりの看護職員数は、アメリカ百九十七人、ドイツ九十二・九人、フランス六十六・三人、イギリス六十五・四人に対し、日本は四十一・八人にすぎません。

看護職員需給見通しの策定に当たっては、国に対して実態に見合うような基準の見直しを要望するとともに、県では勤務の実態を調査し、実態に見合う看護職員需給見通しを策定すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、ナースバンク事業は、家庭にいる看護婦さんを希望する職場に就職させる大事な事業です。中でも看護力再開発講習会は、最近の看護に関する知識、技術を習得し再就職に役立てる目的で、年に一回、三十名規模で行われておりますが、再就職に結びつきやすく、就職先でも喜ばれています。ところが、以前は年二回行われていたものが一回になり、また、七日間、朝九時十五分から四時までのカリキュラムは、小さい子どものいる人は参加が困難で、昨年からは、全日程にこだわらず参加したいときに参加できるように改善をしましたところ、参加者がふえたとのこと。以前は講習会に保育所体制がされていたと聞いておりますが、これを再開し、さらにきめ細かな参加しやすい体制をとるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

二十世紀もあと半年で終わろうとしております。私は、たくさんの課題がある中で、二十一世紀に負の遺産を持ち込ませないという点でどうしても解決が必要な問題に産業廃棄物の不法投棄があると思います。二十世紀にできたごみの山は今世紀中に解決のめどを立てるべきです。この点で知事に質問いたします。

五十万トンの産業廃棄物の不法投棄が問題になった香川県豊島の産業公害調停で、住民と県の最終合意が成立し、二十五年ぶりに決着いたしました。また、環境基準の百倍のダイオキシン類が検出された和歌山県橋本市の産廃処理場問題では、県が業者を告発し、代執行に着手したことは画期的なことでした。これらと肩を並べて全国的に有名になった西吉野の産廃富士は、九八年十月に裁判で撤去命令が下ったにもかかわらず、いまだに放置されています。室生村や山添村の産廃問題、最近では業者が逮捕された桜井市の処分場など、挙げれば切りはありません。豊島の問題では、住民が最後までこだわったのが県の謝罪でした。香川県は何度も現地調査をし、その実態を知らながら業者に許可を出し続け、県のその場しのぎの対応が、三百億もの税金を投入する結果になりました。私は、奈良県も全く同じことが言えると思います。

奈良県は平成二年に、第二次奈良県産業廃棄物処理基本計画を策定いたしました。これが実効あるものであれば、今日起きている問題はありませんでした。なぜ今日のような深刻な事態になってしまったのか、その原因は何か、お答えください。

また、三月に策定された第三次奈良県産業廃棄物処理基本計画で、県は公共関与による最終処分場整備について述べています。しかし、ごみ問題に取り組んでいる住民の中から、処分場のリサイクルという提案が出ています。これは、今日問題となっている処分場は、

初期のころは規制も緩く、大型のものも破碎せずに埋められたり、捨ててはならないものが捨てられたりしています。これを掘り返し、適正処理をすれば、住民の不安も解決し、なおかつ、かなりのスペースが確保をされるので、新たな処分場はつくる必要はないというものです。このような意見も参考にいただき、問題解決をするための具体的な計画を少なくとも今世紀中に立てるべきと考えますが、その見通しをお聞かせください。

次に、県外廃棄物の本県への搬入について、生活環境部長に質問します。

県は昭和五十一年、全国初の県外廃棄物の本県搬入抑止対策要領を策定しました。要領は、搬入を抑止することによって、本県の自然と生活環境を保全し、適正な廃棄物処理の運営を目的にしています。具体的には、許可対象車両の明示、廃棄物処理台帳の備えつけ、立入検査、無許可業者の対応、他府県への要請などいろいろありますが、事実上形骸化しています。県は、県外からの搬入が二十二万トン、流出が十万トンと言われておりますが、奈良ゴミの会の調査では、県外廃棄物の県内搬入量は年間百四十万トン以上となっております。県にも報告をしていると聞いておりますが、この数字は、会の方々が、隣接する京都、大阪、三重、和歌山との県境で、他府県ナンバーの産廃を積んだトラックの台数を調査した数字から推定したものです。これは、一年間だけで豊島の三倍もの量になります。実態の把握にあまりにも開きがあります。県はどのように数値を把握されたのか、お答えください。こうした過小評価がさらなる問題を発生させていきます。

今、全国の都道府県のうち十県が県外廃棄物の県内持ち込み原則禁止、これらを含めて三十六県が事前協議や届出をさせるなど、何らかの規制を行っています。奈良県は全国初の県外廃棄物の本県搬入抑止対策要領を策定したにもかかわらず、今日では、他府県に依頼しているので持ち込み禁止は言えないという、非常に消極的な対応で、事実上容認しています。他府県が厳しくしているときに奈良県が緩やかであれば、奈良県が近畿のごみ捨て場になるのは当然です。要領が現状にそぐわなければ、改善も含め、県外廃棄物の県内搬入を禁止する毅然とした対応をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

具体的な問題で質問します。元市議に対する贈賄容疑で摘発された桜井市高田の産業廃棄物処理業者、奈良県中和営繕は、処分場拡張のために地元や議員に多額の金を使って工作をしてきたことが判明しました。桜井市は平成十年六月に、県に同意を求める意見書を提出、六月十日に県は申請を受理、同月二十二日に許可をおろしております。この間に六月十七日を境にして廃棄物処理法の新たな法が適用になり、それ以降であれば環境アセスが必要とされ、県産業廃棄物協会会長でもある容疑者は、廃棄物処理法が改正され、早く許可手続を進めるためには市議会で反対されると困ると思ったと供述しています。県は廃棄物処理業者の許可及び処分場拡張の許可をおろしました。しかも、許可に当たり十四の留意事項がありますが、例えば高さについては地元協定の二百九十五メートルよりかなり高く、廃棄物対策課は、二次処分場の残土置場になっているが、将来は除去させると黙認してきました。頂上に積まれた残土には管理型処分場に埋めるべき焼却灰や残土がまじっています。これは留意事項の八「たとへ一時的であっても計画高を超えない」にも、留意事

項七の「残土は新しい土で」にも違反しています。また、留意事項十四「取り扱う産廃車輛は、主として県内の事業者から排出されたもの」となっていますが、二月に住民が行った調査では、地元協定で一日二十七台とされているのに、午前中で三十二台、うち十台以上が三重県を中心とする県外のものでした。その結果が、日によっては耐えがたい騒音、粉じん、悪臭、汚水などの公害を生んでいます。許可を与えた県の責任、また留意事項を守らせてこなかった責任は重大です。許可の取り消しを含め、県はこの問題をどのように解決されようとしているのか、お答えください。

最後に、同和地区生徒の進路状況調査と奨学金問題について、教育長に質問します。

二十一世紀に部落差別を持ち越さないという願いは、県民共通の思いです。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」がいよいよ二〇〇一年に期限切れになり、一般対策に移行することになります。一九四八年以来半世紀にわたって、奈良県でも、環境改善をはじめさまざまな同和行政が行われてきています。その中身は社会福祉、保健衛生、産業、職業、同和教育、啓発活動など、多岐にわたっております。その結果、劣悪な環境が大きく改善され、混住が進み、進学、就職、結婚など、いずれを見ても部落が解放の方向に進んできています。

しかし、教育の現場ではいまだに同和という特別扱いがされています。同和教育行政による特別体制の根拠の一つになっているのが文部省の中学校卒業生進学状況調査です。重要な問題点は、一、本人の了解もなく旧身分の洗い直しを行うことは個人のプライバシーの侵害に通じること。二、同和地区の混住化の進行、地区内外の結婚の増大のもとで、正確に同和地区の子と識別するのは不可能で、判断基準の明確性が欠落していること。三、調査内容に高校まで含まれており、多数の中学校区から生徒が来るため、中学から入学高校に同和地区の子を認定した通知が必要になり、個人のプライバシーの侵害につながることで、九八年から文部省は調査依頼をしていませんが、奈良県ではいまだに続いています。小学校から中学、高校と同和地区の子を特定するもので、二十年以上にわたる調査は、本人、保護者はもとより、住民の知らないところでひそかに行われてきています。時代おくれで人権侵害につながる調査は直ちにやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。奈良県において同和地区生徒の進路状況調査がいつから、どのような形で行われてきたのか、同和地区の子というのは、だれが、何をもとに判断しているのか、その実態を明らかにしてください。

また、地域改善対策奨学金についてですが、各自治体の個人施策が縮小、廃止している中で、同和奨学金だけは同和地区を抱える全自治体で実施されています。これは一般地域の子どもは利用できません。対象を同和地域と限定することは時代おくれで、差別をなくすことと矛盾します。子どもたちを取り巻く昨今の経済状況は、親のリストラ、倒産、その一方で学費値上げと厳しいものがあります。特別な対策として区分せず、すべての子どもたちが利用できる奨学金制度を創設すべきではないでしょうか。

以上で第一問を終わります。回答によりましては自席から再質問させていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

◎知事（柿本善也君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問の第一は、森総理の発言についてでございますが、この点は昨日も川口議員、田中議員にお答えいたしましたところございまして、発言に当たりましては、日常的に私自身は、その影響力も考慮しながら慎重に言葉を選ぶよう努力してまいりべきものと常々理解しておるところでございます。今後もそのように努めたいと考えております。そのほか、私以外の方々の発言についてご質問ございましたが、所見を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、私に対する質問の第二点は、産業廃棄物対策についての、不法投棄が行われている現状に対する、原因は何だろうかということでございます。

県としては従来から監視のためのパトロールを実施して、その監視に努めてきたところでございます。ところが、案件によりましては、夜間における違法行為等を巧妙な手口で行われてきたという場合もございます。あるいは別の観点からいたしますと、廃棄物処理法が最近の年度数度にわたりまして改正されてきた経緯に見られるように、法規制面に差があった、こういうことも要因として考えられるわけでございます。また、より基本的な点を申し上げますと、そのような諸要因の影響が相まっているわけでございますが、処理業者、あるいは排出事業者、地域関係者の間の信頼関係が損なわれていることが問題であると私は考えている次第でございます。このような問題の解決に当たりましては、個々の原因や状況が異なっていることでもございますので、それぞれの関係市町村や地元関係者と引き続き積極的に協議を重ね、取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県といたしましては、県民の産業廃棄物の処理に対する不信感を払拭するため、平成十年十月に強化したパトロール体制を活用し、不適正事案の早期発見、早期対応を図る等、事業者に対する指導を徹底するとともに、平成十二年三月に策定した、ご質問にもございましたが、第三次奈良県産業廃棄物処理基本計画に基づきまして、廃棄物の発生の抑制、減量化、リサイクルの推進、それから不法投棄等監視強化など、廃棄物の適正処理を強力に推進してまいりたいと、さように考えている次第でございます。

以上でございます。

◎福祉部長（森本紘司君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私への質問は、まず介護保険について、介護保険受給者の実態把握をするよう市町村に指導すべきではないかというまず最初のご質問でございます。

本年四月の介護保険制度の実施からこれまで県と市町村に寄せられました相談、苦情の件数でございますが、五月末現在で九十三件でございます。これらのほとんどは、利用者が制度を十分にご理解をいただいていたというところに起因する誤解や聞き違いが多く、ほとんどは担当の窓口で説明をし、ご理解をいただいているところでございます。そ

のうち介護サービスの質に関する苦情二件につきましては、国保連合会に苦情の申し立てが行われ、現在調査が進められておるところでございます。これとは別に市町村が行いました要介護認定の判定結果に対し不服申し立てをする審査請求がこれまで五件、県の介護保険審査会に提起され、うち三件は棄却、現在二件が審議中でございます。こうした相談、苦情や審査請求の内容を検討、分析することによって、県としては制度の実施状況等の把握に努めているところでございますが、要介護者等に対するサービスの提供の実態を把握することは重要なことでございます。市町村に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

介護保険の二つ目でございますが、利用料の減免、保険料徴収の見直しについて国に要望すべきと考えるが、どうか。また、利用料を県独自に減免すべきと考えるが、どうかについてでございます。

利用者負担の軽減措置につきましては、介護保険上は1割の利用者負担が基本でございますが、ホームヘルプサービスにつきましてはその利用者の多くが利用者負担ゼロであったことから、激変緩和の観点に立って経過的に、一割の負担を三%に軽減する措置が講じられたところであります。デイサービスやショートステイなどのサービスにつきましては、介護保険の導入以前の制度においても利用者全員から一律の負担をいただいておりますことから、原則どおり一割の負担を求めることにされたものでございます。なお、介護保険制度においては利用者負担の額に上限を設け、低所得者についてはその負担を一般より低く設定されているほか、利用者負担が困難な方々に対する生活福祉資金貸付制度の拡充などの措置が講じられているところでございます。

高齢者保険料の徴収免除等でございますが、要介護認定が始まって一年が経過する平成十二年九月までは、高齢者が要介護認定の手续や新しい介護サービスの利用方法になれるまでの、制度の本格的なスタートに向けての助走期間と位置づけ、高齢者の保険料は徴収しないことができるよう、その分を国で負担するとされましたことと、また、半年が経過した後、平成十二年十月から一年間は高齢者の保険料を半額に軽減をして、高齢者が新たな負担になれるよう配慮するというところで講じられたものであります。これらの措置は、介護保険制度を円滑に実施するための特別対策としてとられたものというふうに理解をしているところでございます。また、介護保険制度は全国一律の制度であり、制度を円滑に実施するための特別対策も講じられておりますことから、県としては独自の減免制度については考えておりません。

介護保険制度の三点目でございますが、利用料の未払いによる契約解除が発生するような場合に、事業者から行政機関への事前報告をシステム化し、サービス受給者を事前に救済すべきと考えるが、どうかについてでございます。

県では、介護サービス利用者である高齢者の保護等の観点から、現在厚生省で検討されております内容や、先ほど示されました日本弁護士連合会の契約モデル案を参考にいたしまして、事業者や施設などに対して、契約書における留意すべき事項について指導をして

いるところでございます。この中で、利用者が一定期間以上サービス料金を滞納し、相当期間を定め催告しても滞納している場合、それから、利用者による事業者等への信用破綻行為など契約を継続しがたい理由がある場合、これに限ってサービス事業者や施設からの解約が可能であると。また、利用料未払い等により事業者側から契約解除する場合であっても、利用者の心身の状況やその置かれている状況を踏まえ、介護支援専門員や市町村への連絡、その後の必要な援助を行うことなどの事項について、事業者説明会等の場で示すとともに、事業者側から契約解除が無制限にならないよう指導しておるところでございます。こうしたことから、県内の特別養護老人ホームなどで、おおむね三カ月から六カ月間利用料を滞納した場合に、一定の催告期間を置いた上で事業者から解約する規定を置いている事例が多うございます。今後とも事業者に対して、適切な対応が図れるよう指導・助言に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、住みよい福祉のまちづくりの補助でございます。障害者団体など関係団体の意見も反映して、柔軟に対応できる制度に改善、存続すべきであると考えて、どうかというご質問でございます。

住みよい福祉のまちづくり基金を活用した補助制度は、民間の既存公共施設などの自発的な福祉整備を促進するため、平成八年度から五年間に限りこれらの整備に対し、誘い水として支援を行うとしたもので、この補助制度を活用して平成十一年末の四カ年で、民間の既存公共施設等整備が四十五施設、鉄道駅のエレベーターが四駅七基整備されたところでございます。この補助制度は、これによりモデル的に整備された施設の存在が広く福祉のまちづくりに対する意識の高揚につながることを期待したものであり、また、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例による特定施設の設置に係る届出制度等関連施策の実施と相まって、一定の効果があつたものというふうに考えております。平成十三年度以降のあり方につきましては、交通バリアフリー法などの制定がされたこともございまして、国の動向等を見きわめながら、関係団体の意見も参考として検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎健康局長（森田倫史君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私へは、看護職員の確保対策についてでございます。

少子・高齢社会を迎えまして、良質で十分な看護サービスが提供できるよう看護職員の確保に努めることは重要な課題であると認識しておる次第でございます。本県の看護職員の需給見通しは平成元年に策定され、平成三年に見直しがされたものでございまして、計画期間を平成十二年までの十カ年としております。県ではその実現に向けまして、看護婦等養成所運営費補助、看護婦等修学資金貸付事業、ナースセンター事業等、看護婦等の養成力の強化、就業率の向上、再就職の促進等の施策を実施してきております。しかしながら、急速な少子・高齢化の進展、新たな社会保障制度である介護保険制度の実施、より良

質な看護を提供するために必要な人材の確保など、看護職員を取り巻く環境が大きく変化しておりますことから、新たな看護職員の需給の見通しを策定する必要がございます。このため、現在厚生省では新たな見通しの策定に向けて、看護職員の需給に関する検討会を設置しております。その結果を受けて、今後各都道府県に基準などが示される予定と聞いております。県といたしましても今後国の動向に留意するとともに、看護職員の就業状況などの実態を把握しております看護協会など関係団体の意見を聴取してまいります。

なお、家庭におられる看護婦を対象とした看護力再開発講習会におきましては、できるだけ受講者が参加しやすい体制を検討してまいります。

以上でございます。

◎生活環境部長（大倉潔君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず第一点の、県外産業廃棄物の県内搬入の件についてでございます。

県内搬入産業廃棄物量についてでございますが、今回の第三次県産業廃棄物処理基本計画策定時に、自社処理を含めた最終処分業者から処分状況の報告を受けております。また、聞き取り調査も実施をいたしました。その結果、県外からの流入量が約二十二万六千トン、また、県外への流出量が約九万五千トンでございました。なお、収集・運搬業者からの報告値とほぼ同数値であることも確認をいたしているところでございます。

次に、県外産業廃棄物の県内搬入の禁止についてでございますが、県内の廃棄物の実態は、県浄化センターや市町村の焼却灰及びその他の廃棄物が、平成四年から埋め立て開始された大阪湾フェニックスへ搬出されております。また、感染性廃棄物や特定有害産業廃棄物につきましては、県内に処理施設がございません。すべて県外に排出処理されているのが現状でございます。このような現状を考えますと、県内への搬入だけを抑止することは現実的には困難な状況ではないかと考えるところでございます。

次に二点目の、株式会社奈良県中和営繕の処分場の件についてでございます。

ご指摘の株式会社奈良県中和営繕に対しましては、平成十年六月二十二日付で、十四項目の留意事項を付しまして処分場拡張の変更許可を行いました。県といたしましては、当該処分場につきまして、変更許可後の平成十一年度におきまして九十三回の現地立ち入りパトロールを実施し、例えば搬入物の展開検査を行い、許可品目以外の紙や木くずが混入されている場合はその持ち帰りを指示し、確認をしまいったところでございます。また、粉じんや臭気等につきましても現地立ち入り時に監視をし、水質検査につきましては、県及び業者、双方で実施をしているところでございます。いずれにいたしましても、地元住民の皆さん方からの要望も参っておりますので、今後も、十四項目の留意事項等について監視、指導を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長（藤原昭君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

同和教育について二点でございますが、まず、同和地区生徒の進路状況調査についてでございます。

地对協の意見具申で指摘をしておりますように、依然として教育、就労などにおける格差が存在しているなど、同和教育推進上の課題がございます。これらの課題の解決を図るために、実態等を把握、検討して諸施策を進めているところでございます。これら同和教育推進に係ります必要な調査については、これまでも施策展開の基礎となってきたもので、当面、関係法に基づき必要な調査を実施したいと考えております。この調査は昭和三十一年度より実施をしているものでございますが、実施に当たりましては、これまでも市町村や学校との連携をとりながら進めておりまして、調査対象者の氏名を削除するなど必要最小限の調査項目として、個々の児童生徒のプライバシーに配慮するよう努めてきたところでございます。また、市町村や学校におきまして、同和地区に居住する家庭の児童生徒、さらには国の同和地区実態把握等調査、同和教育補充学級や同和地区における子ども会活動の対象者、奨学金の制度活用者など、教育推進上把握している児童生徒を同和地区児童生徒と押さえて、教育上配慮しているところでございます。

次に、地域改善対策奨学金についてでございます。

県におきましては平成三年度に奨学室を設置いたしまして、国庫補助事業でございます地域改善対策奨学金や定時制通信制課程就学奨励金、加えまして県単独の奈良県高等学校全日制課程就学奨励金、さらには国の奨学金制度でございます日本育英会の奨学金について、貸与等に係る奨学金事務を行ってまいりました。平成十一年度の県全体の高校進学率が九七・五％という状況を示しておりますように、これらの奨学金制度が有効に活用されて、本県の高等教育を目指す生徒の教育の機会と進路の保障をする上で大きな成果を果たしてきたのだととらえております。こうした中で、地域改善対策奨学金制度につきましては平成十三年度末をもって終了することとされており、あわせて、補完的役割を果たしてきた県独自の奈良県高等学校全日制課程就学奨励金につきましても、見直しが必要と考えております。このことから、教育の機会と進路を保障する上で、経済的な理由により就学が困難な生徒が利用できる施策の実施につきまして、国に対する要望に努めているところでもございます。引き続き国の動向に配慮をしながら、果たしてきたこれまでの成果が損なわれることのないよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆八番（今井光子君） 時間がありませんので、数点に絞って再質問させていただきたいと思っております。

まず、介護保険の問題ですけれども、調査が大事だということを言われておりますので、ぜひそのように実態をつかんでいただきたいというふうに思います。そして、全県で低所得の方の利用料を三％にするには幾らぐらいの費用があればできるかというのを、ぜひ試算していただきたいというふうに思います。それは要望にしておきます。

それから、産廃問題で知事にお伺いしたいと思いますが、この間、県の方では、ご答弁にもありましたが、パトロールの強化をいたしまして改善指導ということはしておりますけれども、廃棄物処理法に基づいて改善命令というのは出してきていないというのがあります。今日まで改善命令を出してこなかったということで、県の、今日いろんな奈良県下の処分場の、起きた問題に対する県の責任というものを知事の方は感じておられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、桜井の住民団体の要望書の最後に、こういうふうなのがあるんですけども、許可を与えた知事とされましては、一度現地をつぶさに視察をされて、悪臭をはじめいろいろな体験をされて、私たちの苦しみを理解していただきたいものですというふうに書かれているんですけども、この問題に対する回答も含めまして、知事は県内で問題になっております処分場をごらんになっているのかどうか。もしごらんになっていたら、どんなふうに関心について感想をお持ちかということをお伺いしたいと思います。

それから、同和教育の進路調査の問題で再質問させていただきたいと思いますが、十月から個人情報保護条例が奈良県でも実施になりますけれども、これが実施になりますと進路調査とは相入れないものだというふうに思いますが、それでも続けていくのかどうか、その点でお伺いしたいと思います。

◎知事（柿本善也君） 再質問に対してお答えいたします。

私に対するのは廃棄物関連でございます。

改善命令を出したことがないとおっしゃったのですが、場所によってはそういう措置もしておりますので、私、一々はこの場でつぶさにお答えする用意はございませんが、必要なときは改善命令もいたしております。その点をひとつ申し上げておきたいと思っております。

それから、県の責任ということですが、廃棄物の処理につきましては、ご承知と思いますが、基本的に事業者の責任で処理することが大切でございます。そういう前提の上に立って、地域のご理解もいただきながら、その信頼関係で処理されているということは、法律が通常期待している形だろうと思っております。それになりますように、それぞれの事情によって異なりますが、なるように行政指導を、あるいは監視のパトロール、そういうことを精いっぱいやっていく、それが我々の基本的なまず責任ではなからうか、こういうふうを考える次第でございます。

それから、廃棄物処理場、時に応じて見ておりますが、廃棄物処理場はその場所によって皆違いますので、簡単に一概に、概して感想を述べるような状況にはないと思っておりますので、ただ、よく見ろよというご趣旨につきましては、十分頭にとめておきたいと思っております。

以上でございます。

◎教育長（藤原昭君） 調査対象者の氏名等を削除するなど、今まででも必要最小限の調査項目になっているというふうに先ほどご答弁させていただきました。そういう状況も踏

まえまして、この内容というのは全体のトータルの数字をベースにして話をさせていただいていますので、今後の個人情報の話を含めて、そういう前提でもってこの問題も見ていきたいと思っております。

◆八番（今井光子君） 昨日、豊島の問題で、豊島の小学校の体育館で六百人の地元の住民が見守る中での調停が成立をしたというので、新聞報道に載っておりました。この問題で、国の公害調停を総理府以外で行うというのは初めてのことだということなんです。なぜその小学校でやったかといいますと、住民の側で、長く苦しい運動を続けながら将来の産廃のない島を見られない高齢の仲間のためにという要望で、その小学校の体育館で調印式が行われたと。私はこれを読んで本当に胸が熱くなったんですけども、知事は、二十一世紀、世界に光る奈良県ということを言われています。しかし、本当にこの足元の問題をどうするのかという、この解決のことをしないと、二十一世紀に光る奈良県というのはいり得ないと思います。環境問題は二十一世紀の世界のテーマです。この課題に取り組むかどうか、これからあすの奈良県が生まれてくるというふうに思いますので、その意見を申し上げて、私の質問を終わります。